

住んでみたい。ずっと住みたい。

# 津幡町定住促進支援制度



## 結婚祝品制度

町内に定住を決めた「新婚夫婦」に祝品を交付。

### 条件

- ①3年以上定住する意思があること
- ②夫婦のいずれかが40歳以下
- ③婚姻届出日から3か月以内に住民登録すること
- ④夫婦ともに町税などの滞納がないこと

### 祝品

3万円分の商品券（ドレミファお買物券）

※夫婦の双方が結婚祝金、または結婚祝品の交付を受けたことがある場合は対象外。

※年齢の基準日は、婚姻届出日とする。

### 申請

婚姻届出日から3か月以内

### 適用

令和8年12月31日以前の婚姻届出分まで

※申請は「津幡町電子申請サービス」から

[https://s-kantan.jp/town-tsubata-ishikawa-uoffer/offerList\\_detail.action?tempSeq=256](https://s-kantan.jp/town-tsubata-ishikawa-uoffer/offerList_detail.action?tempSeq=256)



## 農村定住奨励金制度

町内農村地域において、住宅を新築・購入した方に奨励金を交付。

### 対象地域

中条地区	浅谷
英田地区	種谷地区の集落
笠谷地区	全集落
河合谷地区	全集落
俱利伽羅地区	全集落

### 条件

- ①3年以上定住する意思があること
- ②住宅を新築・購入し、6か月以内に居住すること
- ③夫婦または親子世帯以上で、40歳以下の世帯員がいること
- ④住宅取得費用が200万円以上であること

### 奨励金

20万円（世帯員全員が新規転入の場合、40万円）

### 加算額

世帯内に16歳未満の子や孫がいる場合…1人につき5万円

### 適用

令和8年12月31日までに居住を開始した方

## 住宅取得等奨励金制度



町内に戸建住宅を新築・購入・増改築・改修した場合、その借入金残高等に応じて奨励金を交付。

### 交付条件

- ①5年以上定住する意思があること
- ②戸建住宅を新築・購入・増改築・改修した場合で、所得税住宅借入金等特別控除の適用対象者
- ③世帯員に町税などの滞納がないこと

### 奨励金

基本額 新築・購入・増改築・改修に係る住宅借入金年末残高（土地含む）の4%相当額

（※上限60万円、ただし新規転入者の場合は80万円）

加算額 ①同時に新規転入してきた世帯員の数×5万円

（※新規転入者限定、上限15万円）

②津幡町内の建築業者による新築…10万円

※購入の場合は②の適用なし、増改築・改修の場合は

①②とも適用なし

基本額と加算額を合算した金額が奨励金交付額となります。なお、**奨励金のうち20万円までは商工会商品券での交付となります。**

### 適用

令和8年12月31日までに対象住宅で居住を開始した方

長期固定金利住宅ローン[フラット35]利用で、一定の条件を満たす場合、金利を当初5年間、0.25%引き下げる優遇措置があります。

### 用語の定義

「新規転入者」…町外に住所登録をしていた期間が転入日

以前に3年以上あり、転入後1年未満の方

「居住開始日」…住民登録をした日、または家屋の保存登記

日のうちいずれか遅い日以降

各制度の適用には、上記以外にも要件があります。詳しくは、町ホームページをご確認いただくか、担当課までお問い合わせください。

津幡町 定住促進



問合先：総務部企画課 ☎ 076-288-2158

kikaku@town.tsubata.lg.jp